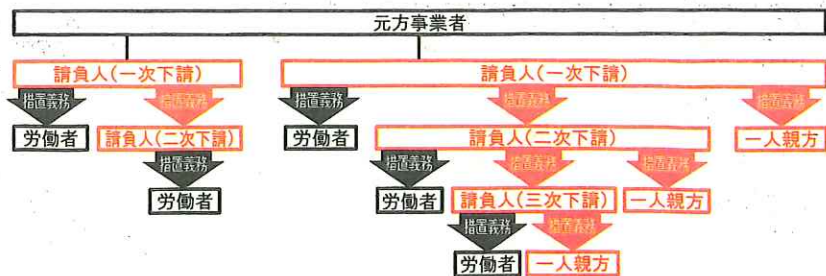


一人親方なども保護対象

重層下請における措置義務者と対象者の整理

- ◆措置義務者とその対象者は、それぞれ請負関係で結ばれた者の範囲を想定していることから、1対1関係となり、措置義務関係が輻輳することは想定されない。
- ◆場所の使用・管理権原に基づく措置(立入禁止など)は、その作業場にいるすべての者を対象に、表示などで当該場所が立入禁止である旨を示すといった措置になる。



* 赤い部分が新たに措置義務が生じる契約関係

厚労省

安衛関係省令改正方針

厚生労働省は22日、建設ア
スベスト(石綿)訴訟の最高
裁判決などを受け、一人親方
など労働者以外の者も保護措

置(安全衛生対策)の対象に
加える安全衛生関係省令の改
正方針・内容を固めた。改正

方針などを議論している労働政策審議会(厚生労働相の諮問機関)の安全衛生分科会が同日の会合で、改正内容をおおむね了承した。Ⅱ関連2面

改正内容は、一人親方など「作業の一部を請け負わせる請負人」が石綿発散抑制設備などを使う際に、配慮義務を事業者に課すことや、作業方法や保護具使用の必要性を周知させる義務も関係省令に規定することなどが柱。改正する省令は、労働安全衛生規則(安衛則)や高気圧作業安全衛生規則(高圧則)、石綿障害予防規則(石綿則)など11省令におよぶ。

厚労省は今後、改正省令案概要を24日にも公表、1カ月程度にわたり一般意見を募った上で、2022年2月ごろに関係省令改正案要綱を労政審に諮問し、同年3月末までに関係省令を改正する。一定の周知期間を設け施行することから、改正省令の施行は23年4月になると想定される。

事業者に配慮義務

一人親方など請負人保護

厚生労働省は22日、建設ア
スベスト（石綿）訴訟の最高

R3.12.23 建設通信新聞(2面)

裁判決などを受けた安全衛生
関係省令の改正方針・内容を
まとめた。一人親方など労働
者以外の者も保護措置（安全
衛生対策）の対象とすること
から、一人親方など「作業の
一部を請け負わせる請負人」
が有害物の発散抑制設備など
を使って作業する際の設備の
稼働や請負人に設備を使わせ
ることについて、事業者に配
慮義務を新たに課す。作業方
法や保護具使用の必要性を周
知させる義務も関係省令に新
たに定める。 11面参照
関係省令改正をめぐっては、
労働政策審議会（厚生労働

また、一人親方などの請負
人が作業方法を順守しなかつ
た場合や保護具を使わなかつ
たことなどは、事業者が結果
責任までを追求されるもので
はないと改正省令の施行通知
で示すことにした。

事業者に課す周知義務で
は、作業計画を周知の義務付
け対象にはしない。作業方法
は安全確保に必要な措置があ
るため、請負人にも同等の安
全水準を確保する観点から周
知義務を課す。厚労省は一人
親方など請負人が安全確保措
置を確実に実施することが重
要であることを施行通知で示
し、パンフレットなどで請負

人に分かりやすく周知する方
針。

石綿や鉛など有害物の人体
への作用や取り扱い上の注意
事項の掲示については、「掲
示内容を整理して通知で具体
的に示すとともに、パンフレ
ットで周知する」（労働基準
局安全衛生部）とした。

一人親方など労働者以外の
者も安全衛生法令の保護措置
対象に加えることで改正する
のは、▽労働安全衛生規則▽
有機溶剤中毒予防規則▽鉛中
毒予防規則▽四アルキル鉛中
毒予防規則▽特定化学物質障
害予防規則▽高気圧作業安全
衛生規則▽電離放射線障害防

止規則▽東日本大震災により
生じた放射性物質により汚染
された土壌等を除染するため
の業務等に係る電離放射線障
害防止規則▽酸素欠乏症等防
止規則▽粉じん障害防止規則
▽石綿障害予防規則——の11
省令。

厚労省は今後、省令改正作
業を進め、2022年3月末
までの省令改正を目指す。労
働安全衛生法の改正が必要な
内容や一人親方など個人事業
者による事業者としての措置
義務などは、有識者や関係業
界関係者らで構成する検討の
場を労働審判とは別に設け、22
年度に議論する。